横浜家庭裁判所委員会議事概要

第1 日時

平成25年12月3日(火)午後1時30分~午後3時30分

第2場所

横浜家庭裁判所大会議室(本館5階)

第3 出席者

(委員) 五十音順, 敬称略

延命政之,小野明男,加藤修司,亀井観一郎,酒井徹,水地啓子,瀬古宜春,中田和之,中村行宏,西村則夫,野地郁年,松野勉,松原正明,三村圭美,山本真実(事務担当者)

首席家庭裁判所調査官, 家事首席書記官, 少年首席書記官, 事務局長, 総務課長, 総務課課長補佐

(オブザーバー)

家事調停委員,家事次席家庭裁判所調查官,家事訟廷管理官

第4 テーマ

家事事件手続法施行後の家事調停について

- 第5 議事(以下,○委員,●裁判所委員,◆オブザーバー及び事務担当者)
 - 1 裁判所委員から、テーマの趣旨等について、次のとおり説明
 - これまでの家事審判法に代わり、新たに家事審判や家事調停について規定した「家事事件手続法」が平成25年1月1日から施行された。横浜家庭裁判所においても、新法のもと新たな運用に取り組み、約1年が経過しようとしている。そこで、国民の皆様になじみのある「離婚調停」を始めとする家事調停手続に重点をおいて、家庭裁判所における新法の運用について委員の皆様から御意見をいただき、今後の運用に生かしたい。
 - 2 家事次席家庭裁判所調査官から、家事調停制度の概要等について、別紙1に基づいて 説明
 - 3 家事首席書記官から、家事事件手続法と家事調停運営における取組、工夫等について、 別紙2に基づいて説明し、オブザーバーである家事調停委員からの調停運営における取 組・工夫等についての報告も交えながら、次のとおり意見交換を行った。
 - (1) 申立書の写しの送付
 - ◆ 旧法の下では、相手方に調停期日を知らせ出頭を求める通知書には、調停の事件 名しか記載されていなかったため、相手方は、申立人が何を求めているのかなど申 立ての内容が分からなかった。新法の下では、申立書の写しを相手方に事前に送付 することになったので、相手方の不満は減少し、調停を行いやすくなった。また、 相手方にも事前に回答書を提出してもらうようになったため、調停委員会があらか

じめ双方の意見を知ることができ、調停時間をより有効に活用できるようになった。

- ◆ 代理人弁護士が申立書にあまり詳しく事情を記載すると、相手方に反感を持たれる場合があるため、事前に相手方が見ることを考慮して記載していただきたい。
- 裁判所から弁護士会に対して、まずは裁判所の書式に沿って記載するよう再度要 請されてはいかがか。
- ◆ 弁護士の方々には、機会あるごとにお話しさせていただいている。
- 定型の書式では、例えば申立ての動機が定型申立書記載のどれかの項目にぴった り当てはまるとは限らず、無理に選んで丸を付けると、裁判所にそのように伝わっ てしまうおそれがある。

また,定型の書式だと,まじめな人は,全ての項目を記載しなければならないと考え,申立時にはまだ決めていないことまで無理に記載することがあるので,受付時に全項目を記載しなくても良いことを伝えてはいかがか。

(2) 秘匿資料の取扱い

- ◆ 当事者が秘匿を希望する資料については、提出資料ごとにピンク色の「非開示の 希望に関する申出書」を付してもらっているので、調停委員としても取扱いに細心 の注意を払うことができている。
- ◆ 感情的なものが優先して秘匿希望がなされることがあるが、例えば財産分与の事件でありながら、財産状況を示す資料を秘匿するということになると調停が進まない。良い解決のために、調停委員会としても、当事者に対して、提出された資料の使い方、開示の必要性、一部マスキングした上での開示等について丁寧に説明するようにしている。また、当事者が秘匿を希望しても、裁判官の判断により開示される場合があることもきちんと説明するようにしている。
- ◆ 秘匿資料については、1種類ずつ非開示申出書を付ける必要があるが、調停期日 に色々な資料を持ってきて、その場で非開示申出書を記載したために、なかなか実 質的な調停に入れなかったケースがあった。そのあたりの点を受付段階で説明した り、期日前に担当書記官に提出してもらうような工夫をお願いしたい。
- 非開示希望申出のあった資料を裁判官の判断で開示したケースはあるか。
- 私の経験では、裁判官の判断で開示したケースはない。開示しなければいけないと考えた場合には、調停委員会や裁判官が提出者に開示の必要性を説明し、納得してもらった上で開示している。
- 非開示にすべきではないものについて非開示希望が出されると、開示までの説得に相当の時間をとられることがあるので、裁判所において開示と非開示のガイドラインを設けることを検討してほしい。

(3) 列席説明

◆ 列席説明とは、両当事者に一緒に説明を聞いていただくことであるが、当事者が 列席を拒む場合があり、列席説明の実施はケースバイケースになる。しかし、列席 説明は、調停委員会が当事者に対して平等に接していることを理解していただくこ とができるなど、調停委員会と当事者の信頼関係を形成するという点で大変大きな 役割を果たしている。我々調停委員も皆さんに協力していただいて、なるべく実施 できるよう努力しているところである。 ◆ 遺産分割のような事案であれば、内容に入ってからもずっと申立人と相手方が同 席のまま進める方が効率よく進む場合もある。一方、夫婦関係や子どもに関する事 案だと、感情的対立が強い場合も多く、緊張や恐怖心は目に見えないものでもある ので、列席は慎重に進めざるを得ないと感じている。また、代理人に列席を断られ るケースもあると聞いている。

そのほか、同じ時間に退庁することになるのが嫌だとして最後の列席を断られるケースや、代理人の時間がなかったり、当事者の方も例えば子どもの保育園のお迎えで時間がなかったりなどで物理的に実施できないケースもある。一方、当事者の列席が困難でも、双方に代理人が付いていれば、双方代理人に列席してもらって、今回の期日のまとめと次回の課題を説明する場合がある。

- 双方に代理人が付いている場合は、代理人から当事者に説明をしているので、冒頭の列席での手続説明は省略しても良いのでないか。また、調停委員ではなく裁判官が説明した方が良いと思うケースもあるが、運用上いかがか。
- ◆ 双方に代理人が付いている場合には、代理人に手続説明を省略してよいかを確認している。一方のみ代理人が付いている場合には、代理人が付かれている方には重ねての説明になってしまうかもしれないが一緒にお聞きいただいたり、代理人から、「こちらは結構なので相手方にだけ説明してください。」と言っていただいて一方にだけ説明をしたりしている。
- 代理人の説明と裁判所の説明とでは、少し説明の仕方が異なる場合もあるので、 やはり裁判所からの手続説明はあったほうが良いように思う。

また、裁判官が説明することはとても良いと考えるが、裁判官はそれぞれ相当数 の調停を受け持っていることから、すべての調停で行うことは時間的に困難である。 遺産分割や紛争性の高い調停の場合、裁判官が手続説明を行うことにメリットがあ ると考えている。

○ 確かに列席説明は良い制度かもしれないが、当事者の中には、メリットが多少減ったとしても、相手と顔を合わせて嫌な思いはしたくないという気持ちを持つ方もいる。また、調停期日をあまり重ねていない段階では、まだ感情的になっている部分があり、列席したところ口論になったというケースも聞いている。列席をするかしないかを決めるために時間を要してしまうケースもある。

列席説明によりお互いに到達点や課題が確認できるということは大変いいところだと思うので、具体的事案に即して列席に適したケースで実施していただきたい。

- 列席説明は、新法により手続として取り入れられたとのことだが、義務ではなく、 やることができるという程度のものと理解すればよいのか。これまでの話を伺って いると義務ではないということは分かったが、将来的には実施したほうがよいと位 置付けられるものなのか。
- 列席での説明は、新法で新たに規定されたのではなく、新法施行前から行われてはいたが、十分ではなかった面がある。今回の法律改正の一つのポイントは、当事者が主体的に手続に関与して自主的解決策を模索し、それにより納得性の高い解決を得るというところにあるため、その趣旨に則り、新法施行を機会として列席説明を推進していくということである。

もちろん列席は義務ではないが、調停においては裁判所が判断するのではなく、 当事者自身が解決するものであるということをよく理解していただくためには、列 席で説明を受けていただくのがよいと考えており、将来的にも推進していくべき制 度であると思う。

- 列席説明には、調停が、相手の主張が分からない、反論もできないようなブラックボックスにならないようにするという意味もある。
- 代理人同士であれば、基本的には列席できないということは考えにくいと思う。 そうすると、離婚や面会交流等の難しいケースでは積極的に行っている制度と理解 してよいか。
- 代理人は分かっている場合も多いので、詳しい説明はしていないことが多いと思うが、当事者がいる場合には、当事者に対して裁判所から説明することが重要であると思う。
- 夫婦の一方が子どもを連れていなくなってしまったので、何か知っていたら教えてほしいというような相談を受けることがある。しかし、守秘義務もあるので、対応に苦慮する。横浜では外国籍の人が増えており、夫婦の片方が外国籍である場合も結構多い。このような相談に対して、どのように対応したらよいか。
- 弁護士会で行われている法律相談を案内してはいかがか。
- 夫婦の問題は基本的には当事者間で解決していくということだと思うが、未成年 の子どもがいる場合、新法の関連で子どもの関与についても何かあれば教えていた だきたい。
- 子どもについては別の配慮が必要であり、新法でも、裁判所が子どもの意思を把握するよう努めることや子どもの手続代理人についての定めが設けられている。これまでも、裁判所は、子どもが15歳くらいになっていると、必ず子ども本人の話を聞いてきた。方向性として、子どもの意思に十分に配慮するということは動かない。
- 第6 次回テーマについて 家事調停委員における人材の確保等について
- 第7 次回期日について 平成26年6月3日(火)午後1時30分より 横浜家庭裁判所大会議室(本館5階)



家事調停について(レジュメ)

- (1) **家裁が扱う事件** 調停・審判・人訴, 調停の種類
- (2) 家事調停の特色
- (3) 事件数の推移
- (4) 事件の増加と困難化

家庭裁判所(家事部)が扱う事件

- (1) 家事事件
 - ・・・ ① 調停事件
 - →成立, 不成立, 取下げ
 - →別表第二事件は, 不成立 となると審判移行
 - ② 審判事件
- (2) 人事訴訟事件
 - ・・・ 離婚訴訟など



家事調停事件の対象

- (1) 一般調停
 - •••夫婦関係調整(離婚•円満)...
- (2) 家事事件手続法別表第二事件
 - ・・・子の監護に関する処分(養育費, 監護者指定,面会交流等),親権者 変更,婚姻費用分担,遺産分割...
- (3) 合意に相当する審判(法277条)
 - ••協議離婚無効,認知



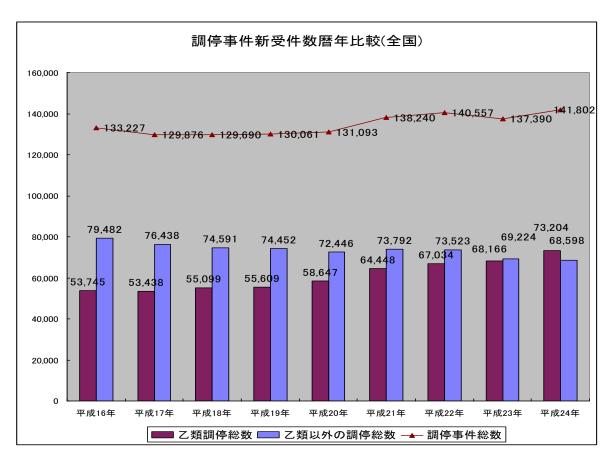
家事調停の特色

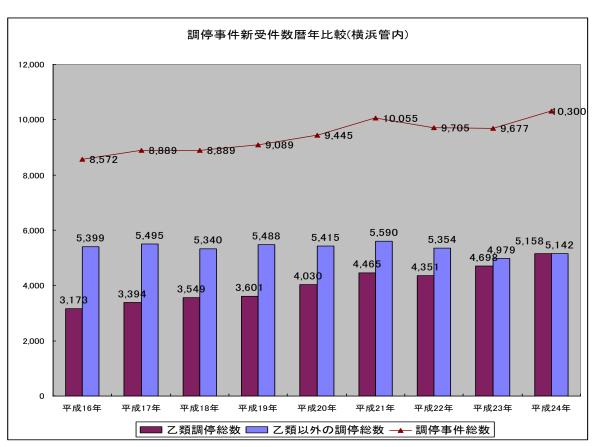
- (1) 非公開の手続
- (2) 科学性が求められる。
- (3) 後見的配慮・社会との協力が必要



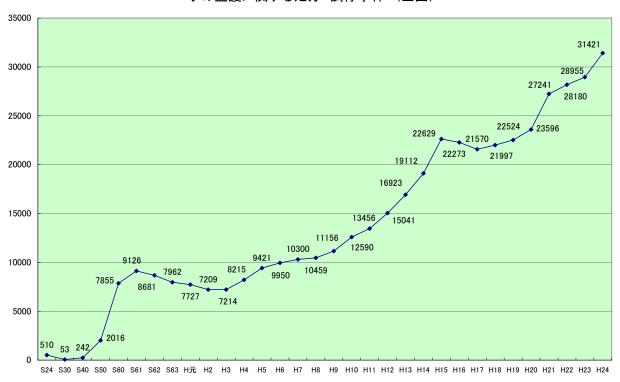
- 事件增加
- -困難化

面会交流 DV, 児童虐待

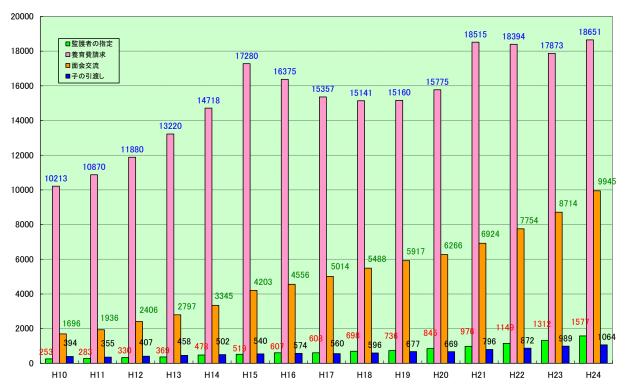




子の監護に関する処分 調停事件 (全国)



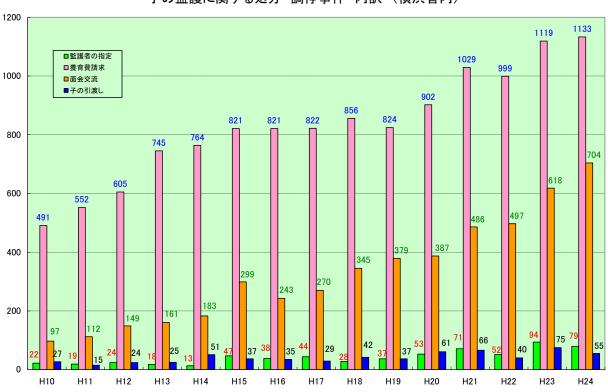
子の監護に関する処分 調停事件 内訳 (全国)



子の監護に関する処分 調停事件 (横浜管内)



子の監護に関する処分 調停事件 内訳 (横浜管内)



平成25年12月3日 横浜家庭裁判所

家事事件手続法の下での調停運営

家事審判法の下での家事事件

- ◆家事審判法
 - 1. 昭和22年制定から50年以上経過
 - 2. 家庭や家族をとりまく社会状況の変化
 - 3. 審判手続の過程や判断に対する不透明感
 - > 職権による進行と手続の柔軟性
 - > 判断の時期や内容の予測可能性が乏しい
 - > 手続と判断形成がブラックボックスとの批判

家事事件手続法の趣旨

- 1. 家事事件の複雑化,多様化,紛争激化に対応
- 2. 事件関与者に対する手続保障と明確化
 - > 審理終結宣言と審判日の告知
 - > 調停申立書写しの相手方への送付
 - > 記録の閲覧等の手続
- 3. 利用しやすい手続の実現
 - » 電話会議・テレビ会議システムの利用

家事事件手続法を契機とした調停運営

- ◆ 審判手続における手続保障と明確化
 - > 手続保障を図り、手続の明確化を実現する規定は審判手続に多い
- ◆ 手続の保障と明確化を調停においても実現
 - ① 家事事件手続法規に規定された仕組み
 - ② 法規に規定はないが運営上の工夫・取組み



> 実効的な紛争解決

納得性の高い合意の実現

◆ 当事者の納得性高い合意・解決



◆ 当事者による自主的解決策の模索



◆ 当事者による手続への主体的関与



調停手続の明確化 調停の主題の明確化

調停申立書写しの相手方への送付

期日通知(呼出)書

次の事項が記載された調 停期日通知(呼出)書のみ を送付

事件番号

事件名(例:夫婦関係調整)

申立人・相手方 調停期日の日時

出頭すべき場所

現在

- 申立書写し(法256条1項)
- 答弁書様式
- 進行に関する照会書
- 連絡先届出書
- 非開示希望に関する申出 書様式
- 期日通知(呼出)書
- 手続説明書

秘匿希望情報の取扱い

非開示希望に関する申出書による明確化

- ◆ 裁判所に提出する書類自体を、又はその書類中 の記載事項を相手方当事者に開示したくない(秘 匿しておきたい)場合
- ◆ 当該書類提出の際, 非開示希望に関する申出書 と一体として提出
- ◆ 危害を避けるための現住居所(及び就業先やそれらを推知させる事項)の秘匿

列席での手続説明(列席説明)1

初回の手続説明の内容

- ◆ 調停制度
 - > 調停の意義と性質
 - > 調停委員会及び調停委員
 - > 調停の成立又は不成立とそれらの効果
- ◆ 調停の手続及び進行方針
 - 当事者が主体的に課題事項の検討や資料収集するため事件類型に応じた紛争解決までのプロセスを提示する。
- ◆ その他調停期日の留意事項
 - > 録音や撮影の禁止

列席での手続説明(列席説明)2

期日終了時の手続説明

- ◆到達点の確認
- ◆次回までの課題の提示
- ◆書類の提出方法
- ◆次回の予定

列席での手続説明(列席説明)3

手続説明を列席で行う意味・目的

- ◆調停委員会と当事者との間の信頼形成
- ◆過程の透明化による手続への信頼形成
- ◆当事者の主体的関与による自主的解決